

教員採用基本方針（案）

1 基本的な方向性

（仮称）秋田公立美術大学が、学生、市民にとって魅力ある大学として、また将来にわたり持続的に発展する大学として、次に掲げる理念を実現できるような教員の確保を目指す。

(1) 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学

地方主体の芸術を創造し、地方で創造された芸術の存在感を高め、芸術政策活動の指導者の養成を行うなど、秋田における芸術創造と人材養成を実現する大学

(2) 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学

近代日本の芸術教育の体系の見直しを行い、現代日本にあった価値観に再構成し、新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学

(3) 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学

アーティストあるいはデザイナーとして柔軟な思考を持ち、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を育成するとともに、秋田に残る文化、芸術を再評価し先鋭的な芸術表現により、世界に向けて新たな価値観を発信する大学

(4) まちづくりに貢献し、地域社会と共に歩む大学

自らの専門領域に由来する社会貢献事業を推進し、県内外の学校および社会教育機関との連携を積極的に図り、地域ブランドの開発や地場産業の振興、芸術活動の展開などまちづくりに貢献する大学

2 教員の体制

(1) 専任教員

ア 体制

カリキュラムの実践に必要な専任教員の職は、教授、准教授、講師、助教とし、専任教員数は39人を上限とする。

イ 採用方法

専任教員については、特色ある優れた大学とするため、4年制大学設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）の中に置く選考委員が推薦し、作成する採用候補者名簿に基づき、準備委員会が選考することとする。

秋田公立美術工芸短期大学の教員については、これまでの短期大学での教育研究実績のほか、地域貢献や産学連携事業等地域に根ざした実践活動などを円滑に4年制大学へ継承・移行するという観点に留意し、（仮称）秋田公立美術大学の専任教員とすることを基本とする。

により充足できない教員の採用が必要な場合は公募を行うこととし、選考委員が応募者の中から選考の上、採用候補者名簿を作成し、準備委員会が選考する。

公募の要件

- ・募集する職位に応じ、大学設置基準第14条から第16条の2までの教員の資格を有すること。
- ・公募の時期 平成23年8月～9月
- ・採用の時期 平成25年4月1日以降
- ・その他公募の要件については選考委員で協議する。

(2) 専任教員以外の教員

カリキュラム編成上の必要性、4年制大学としての魅力発信の観点、大学の知名度の向上などそれぞれの目的に応じて職を設置し、必要な教員を採用することとする。

なお、採用方法は、(1)イの専任教員の採用方法に準ずる。

(3) 給与制度等

ア 給与制度

給与制度は、現行の秋田公立美術工芸短期大学の給与制度を基本とし、給与水準は、国公立大学教員に準ずるものとする。

イ 任期制度

「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、任期5年、再任を妨げないことを基本とした任期制度を大学法人において導入する。

ウ 定年制度

定年制度を導入し、教員の定年年齢は65歳とする。